

利用料金（指定訪問入浴介護事業・指定介護予防訪問入浴介護事業）

利用料金（1単位＝10円で算出しています。）

要介護1～5 基本料金	職員体制	利用料 (介護報酬額)	自己負担額 (法定代理受領の場合)		
			1割負担	2割負担	3割負担
全身入浴	看護職員1名・介護職員2名	12,560円	1,256円	2,512円	3,768円
	介護職員3名	11,940円	1,194円	2,388円	3,532円
清拭・部分浴	看護職員1名・介護職員2名	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	介護職員3名	8,360円	836円	1,672円	2,508円
要支援1・2 基本料金	職員体制	利用料 (介護報酬額)	自己負担額 (法定代理受領の場合)		
全身入浴	看護職員1名・介護職員1名	8,490円	849円	1,698円	2,547円
	介護職員2名	8,070円	807円	1,614円	2,421円
清拭・部分浴	看護職員1名・介護職員1名	5,920円	595円	1,190円	1,785円
	介護職員2名	5,660円	566円	1,132円	1,698円

加 算	サービス提供体制強化加算Ⅰ	360円	36円	72円	108円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	240円	24円	48円	72円

(3) 基本料金に対して算定の加算（この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。）

加 算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅲ
算定率	5.8%	4.2%	2.3%

加 算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
算定率	2.1%	1.5%

- ・法定代理受領サービスであるときは介護保険法に基づく介護報酬の告示上の額の1割～3割の負担となります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村に提出すると差額の払い戻しを受けることが出来ます。

※事業所の所在地により**地域加算料金**として下記の単価にて料金を算出します。

事業所所在地	分類	1単位あたりの金額
鎌ヶ谷市	6級地	10.42円
佐倉市・松戸市・八千代市	5級地	10.7円
船橋市・習志野市	4級地	10.84円
千葉市	3級地	11.05円

その他の費用

①交通費

サービスの実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域以外の場合には従業者が訪問するための交通費を実費にて頂きます。

②利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者のご負担になります。

③利用者は文書でお申し出下さればいつでも無料にて解約ができます。

④記録の複写費等は無料です。

キャンセルについて

①下記の料金を頂きます。

②利用者はサービスの変更、中止を行う場合、前日17時00分まで（前日が日曜日の場合は金曜日の17時

00分まで) に事業所に通知することとします。お申し出をいただいた場合は、キャンセル料金はいただきません。それ以後にお申し出いただいた場合、下記のキャンセル料金をいただきます。

前日の17時00分までにご連絡がない場合	1,500円 (税抜)
----------------------	-------------

③利用者の容態の急変等の緊急時等やむをえない事情がある場合、キャンセル料はいただきません。